

(様式1-2)

桑折町 生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等

基金設置の有無: 有 設置の時期: 平成25年12月

令和5年10月時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、福島県等以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費 (平成25年度 to 令和5年度), 全体事業費(注4), 復興交付金の交付を受けた災害公営住宅整備事業等の総交付対象事業費(注5), 全体事業期間(注6), 備考(注7).

Summary table with columns: 都道県名 (福島県), 市町村名 (桑折町), 担当部局名 (建設水道課都市整備係), 建設水道課都市整備係, 担当者氏名 (吉田 拓夢), メールアドレス (kensetsu@town.koori.lg.jp).

- (注1) 「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」...
(注2) 「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3) 「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。ただし、復興交付金の交付を受けた災害公営住宅事業等がある場合は、交付期間にかかわらず、当該事業費を含める。
(注4) 「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注5) 居住制限者のための災害公営住宅整備事業等として復興交付金の交付を受けた事業については、復興交付金事業計画に記載された当該災害公営住宅整備事業等の総交付対象事業費を記載する。その場合は、「総交付対象事業費」欄及び「各年度の交付対象事業費」欄は空欄とする。
(注6) 「全体事業期間」は、平成29年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成29年度以降も含めて記載をする。
(注7) 年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。
(注8) 担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。
(注9) 上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注10) 各年度の交付対象事業費(中段)のうち、様式1-4で提出された年度の値が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。

(様式1-4)

桑折町 生活拠点形成事業計画 令和5年度 生活拠点形成事業等

省庁名: 国土交通省

令和5年10月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備考	
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県等以外の者が負担 する額を減じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 避難者支援事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e		
4	A - 2 - 1	災害公営住宅家賃低廉化事業	桑折町	町	桑折町	直接	2/3	68,846 <68,846>	68,846 <68,846>	57,371 <57,371>				
5	A - 3 - 1	東日本大震災特別家賃低減事業	桑折町	町	桑折町	直接	1/2	4,429 <4,429>	4,429 <4,429>	3,321 <3,321>				
							合計額	(0) 73,275 <73,275>	(0) 73,275 <73,275>	(0) 60,692 <60,692>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>		

都道県名	福島県	担当部局名	建設水道課都市整備係	担当者氏名	吉田 拓夢
市町村名	桑折町	電話番号	024-582-2127	メールアドレス	kensetsu@town.koori.lg.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、避難者支援事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(制度要綱第2の1の(3)におけるbと同様)

(注4)基金を造成して復興交付金事業等を実施する場合、(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に制度要綱第1の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。